[廃棄物焼却炉]　平成２９（２０１７）年度

関東工場（草加）

１　施設名称：　汚泥焼却炉

（1）処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第１２条の７の２第１項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t／月	2,116	2,180	2,088	2,348	1,860	2,308	2,276	2,324	2,197	2,001	1,937	2,214	25,849
木くず	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラ	t／月	1,306	1,352	1,388	1,478	1,020	1,218	1,448	1,338	1,307	1,171	1,239	1,266	15,531
その他	t／月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t／月	3,422	3,532	3,476	3,826	2,880	3,526	3,724	3,662	3,504	3,172	3,176	3,480	41,380

（2）燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ロ】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	炉内燃焼室	減温塔出口	煙突側面
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

※　焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

（3）冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第１２条の７の２第１項ハ】

設備（場所）	ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀｰ	減温塔下部	
除去した日	連続排出	3/1,4,5,6,7,8,9,10,25,26,27,28,29,30,31	

（3）煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上）、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（1回/６か月以上）【規則第１２条の７の２第１項二】

ばい煙（測定位置：煙突側面）	排ガス採取日		4/5	-	6/12	-	8/10		10/6		12/8		2/15	
	結果の得られた日		5/17	-	6/26	-	9/1		10/27		12/26		3/6	
	基準値	単位	測定結果											
硫黄酸化物	1.80以下	Nm^3/h	0.063未満	-	0.067未満	-	0.045未満		0.053未満		0.162		0.048未満	
ばいじん	0.15以下	g/Nm^3	0.001未満	-	-	-	-		0.001未満		-			
窒素酸化物	250以下	mL/Nm^3	158	-	-	-	-		164		-			
塩化水素	200以下	mg/Nm^3	1	-	-	-	-		1未満		1			

ダイオキシン類（測定位置：煙突側面）	排ガス採取日		4/5											
	結果の得られた日		4/26											
	基準値	単位	測定結果											
	5以下	$ng\text{-}TEQ/Nm^3$	4.8											